

## 令和元年度第10回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年1月20日（月）午前9時30分～午前10時40分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） A会議室
- 3 出席者 (1) 出席委員（農業委員23名中22名：推進委員6名）  
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、海地 博志、  
片山 潤之、賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、田戸 洋志、  
恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、  
原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、  
山根 良男、吉富 崇子  
  
池田 善治、重枝 隆、勝本 紘、繁村 勝正、栗屋 富次、  
山根 久子  
  
(2) 欠席委員（1名）  
山根 伊都子  
  
(3) 事務局  
末貞局長・吉村参事・河村主幹・福井副主幹・瀬未  
  
(4) 会議傍聴人
- 4 会議 (1) 議事録署名委員指名  
  
(2) 議案審議  
  
(3) その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和元年度第10回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、23名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

中川 恵美子 委員 及び 藤村 守 委員  
をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

農地法第3条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、仁保中郷及び仁保下郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから西へ600mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住する、農業兼会社役員です。

譲渡人からの申し出に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は671アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、中尾です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ4.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、自宅に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は126アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北へ1.4kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

耕作地に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。  
取得後の経営規模は、196アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北へ1.4kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

所有地に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、123アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北へ1.3kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

譲渡人の申し出に応え、自宅に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、107アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南西へ430mに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある、第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自宅に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は124アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、徳地島地です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から北西へ820mから970mに位置する農用地区域内の農地及び集団的に存在する第1種農地です。

申請人は周南市に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は64アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので、「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第8号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から南東へ230mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得する住宅に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は92アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第9号、徳地伊賀地です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ3.7kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

農業後継者として申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は113アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第10号、阿東蔵目喜です。

申請地は、阿東地域交流センター生雲分館から北西へ4.5kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業兼建設業を営む者です。

農業後継者として申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は106アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第11号、阿東蔵目喜です。

申請地は、阿東地域交流センター生雲分館から北西へ4.5kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業兼建設業を営む者です。

譲渡人からの申し出に応え、以前から耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

事務局

取得後の経営規模は106アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第12号、阿東徳佐中です。

申請地は、JR徳佐駅から北へ370mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼行政書士です。

自宅に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は180アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第3条の許可申請に係る議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願ひします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

議案第1号につきましては、各委員より色々話が出まして、内容についてどのくらいの計画でやれるのか、そのことについて事務局から本人に確認してもらおうよう依頼しております。どのようになりましたでしょうか。説明をお願いします。

議長

事務局、よろしくお願ひします

事務局

只今の件ですが、議案第1号につきまして若干補足いたします。参考位置図1ページをお開きください。

3筆あるうちの●●●●は現地が元々果樹園で、割と耕作するのが容易であらうという状況です。あとの2筆●●●●、●●●●についてはかなり荒廃しているということで、かなり面積もあるので、本当にきちんとやっていただけののだろうかという心配の声もありましたので、確認をさせていただくことになりました

担当から直接譲受人本人に確認をしたところ、今年度中には全面きれいにされる、と。伸びた木も伐採すると言われております。また、令和2年以内には植樹も完了されると聞いております。本人の意思もはっきりしているということで、事務局としては問題ないという風に考えております。以上です。

議長 ありがとうございます。以上で議案第1号につきましては説明がございましたが、委員さんの方で補足説明があればお願いします。  
よろしいですか。  
では、次に中央地区、報告をお願いします。

中央地区委員 問題ありません。

川東地区委員 問題ありません。

川西地区委員 問題ありません。

徳地地区委員 問題ありません。

阿東地区委員 問題ありません。

議長 事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第3条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

**【意見なし】**

議長 それでは、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第3条に係る全議案について、一括で採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

議長 挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る申請については、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。  
農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは8ページを御覧ください。

合わせて、参考位置図12ページを御覧ください。

議案第13号、朝田です。

申請地は、JR仁保津駅から北東へ550mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

隣接地で事業を営む法人が、現在使用している敷地内駐車場を資材置場にすることに伴い、新たに従業員、社用車用の駐車場が必要となったため、貸駐車場として整備するものです。

議案第14号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から西へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自己所有の農地が自宅から離れているため、農業用機械等を保管する農業用倉庫を建設し、また、農作業の効率化を図るため、周辺の自己所有農地への進入路を整備するものです。

なお、申請地は、平成6年3月8日から農地法の許可を得ることなく、農業用倉庫及び進入路を目的として転用されたものですが、中央地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第15号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地に、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影

事務局 響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。  
御審議よろしくお願ひいたします。

議長 次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。  
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員 問題ありません。

川西地区委員 問題ありません。

議長 事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第4条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

**【意見なし】**

議長 それでは、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第4条に係る全議案について、一括で採決を行います。農地法第4条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

議長 挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。  
農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局 それでは、10ページを御覧ください。  
合わせて、参考位置図15ページを御覧ください。



議案第16号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから東へ2.5kmに位置する、農用地区域内にある農地です。

申請人は、福岡県北九州市八幡西区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地北側の山林に太陽光発電設備を設置するにあたり、既存の道路では工事車両の進入が困難であるため、仮設道路を造成するものです。

なお、この事案につきましては農用地区域内の農地ですが、一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であり、農地法施行令第4条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。

また一時転用ですので、申請人からは令和3年4月30日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第17号、大内御堀です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、不動産業を営む者です。

現在使用している資材置場が手狭であるため、申請地を取得し資材置場とし、倉庫を建設するものです。

議案第18号、大内御堀です。

申請地は、大内地域交流センターから南へ2.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、美祢市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、住環境に恵まれ、需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第19号、大内御堀です。

申請地は、大内地域交流センターから南へ2.3kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、土木工事業を営む法人です。  
事業拡大に伴い、事務所に隣接する申請地を取得し、資材置場とするものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第20号、大内矢田南四丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南東へ860mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、造園業を営む法人です。

福利厚生の実施のため、会社から近い申請地を取得し、社宅を建設するものです。

議案第21号、大内千坊三丁目及び大内千坊五丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ1.4kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街で、住環境に恵まれ、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第22号、大内千坊六丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから西へ900mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、愛知県津島市内に本店を有し、広告業を営む法人です。

申請地周辺は交通量が多く、顧客からの需要があるため広告用看板を設置するものです。

なお一時転用ですので、申請人からは令和5年1月27日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第23号、桜島六丁目です。

申請地は、JR宮野駅から北へ630mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

隣接地に所有する共同住宅の居住者からの要望により、共同住宅の来客者用駐車場として整備するものです。

議案第24号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第25号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.9kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第26号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第27号、維新公園五丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから南へ400mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街であり、近隣の住宅地も売れ行きが好調で、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第28号、宝町です。

申請地は、JR矢原駅から北東へ860mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅地であり、近隣の開発地の売れ行きも好調で、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第29号、矢原です。

申請地は、JR矢原駅から北東へ420mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

住宅が増えたことにより、現在自治会で使用しているゴミ置場が手狭となったため、申請地をゴミ置場として整備し、移設するものです。

議案第30号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から南東へ690mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第31号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから北西へ850mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第32号、秋穂東です。

この議案につきましては、申請人より譲渡人死亡の報告がありました。現時点において、相続人からの申し立てがありませんので、審議保留といたします。

議案第33号、秋穂西です。

申請地は、秋穂総合支所から西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

申請人は現在借家住まいですが、家族が増え手狭になったため、実家に近い申請地を取得し、自己用住宅を建設するものです。

議案第34号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県安芸郡府中町（ふちゅうちょう）内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第35号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から西へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第36号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、福岡県福岡市西区内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第37号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、下関市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第38号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、福岡県福岡市博多区内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第39号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、福岡県福岡市博多区内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第40号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北西へ870mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する会社員です。

申請人は現在借家住まいですが、手狭であり、勤務地に近い申請地を取得し、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第41号、小郡上郷です。

申請地は、JR上郷駅から北東へ980mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第42号、小郡下郷です。

申請地は、小郡総合支所から南西へ380mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

申請人は借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭なため、現在の居住地から近く、商業施設、病院も近い申請地を取得し、自己用住宅を建設するものです。

議案第43号、小郡下郷です。

申請地は、JR周防下郷駅から東へ70mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、駅や学校からも近く需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第44号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南へ810mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に居住する会社員です。

申請人は、現在、隣接地で自己用住宅を建設していますが、申請地までは敷地の高低差が同じであるため取得し、宅地として一体的に利用するものです。

議案第45号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南西へ880mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

隣接地を開発するにあたり、水道管を埋設し、その後、舗装を行うものです。

議案第46号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっている第1種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

申請人は現在借家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭となったため、実家近くの申請地を譲り受け、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内にある土地を当該土地改良事業計画に従って転用するものであり、農地法施行規則第37条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第47号、阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から東へ820mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は近年宅地化が進み、学校、スーパー、医療機関からも近く、需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第48号、徳地岸見です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ4.4kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

水路及び農道の改修にあたり、工事の施工に必要な進入路として借り受けるものです。

なお、この事案につきましては農用地区域内の農地ですが、一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であり、農地法施行令第4条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。

また一時転用ですので、申請人からは令和2年3月31日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第49号、阿東地福下です。

申請地は、JR三谷駅から南へ250mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、福岡県行橋市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

以上の農地法第5条に係る議案第16号から議案第31号、及び議案第33号から議案第49号につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと認め、許可要件の全てを満たしているものとさせていただきます。御審議よろしくお願いたします。



議長	次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。
北部地区委員	問題ありません。
中央地区委員	問題ありません。
川東地区委員	議案第32号は保留、他は問題ありません。
川西地区委員	問題ありません。
徳地地区委員	問題ありません。
阿東地区委員	問題ありません。
議長	只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。  以上の農地法第5条に係る議案第16号から議案第31号、及び議案第33号から議案第49号については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくをお願いします。  <b>【意見なし】</b>
議長	それでは、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第5条に係る議案第16号から議案第31号、及び議案第33号から議案第49号について、一括で採決を行います。農地法第5条に係る申請について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  <b>【委員挙手（多数）】</b>
議長	挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

議長 次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局 それでは、29ページを御覧ください。  
農用地利用集積計画について御説明いたします。

議案第50号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、  
合計191筆、267,593㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。御審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今、事務局から議案説明がありました。各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

**【意見なし】**

議長 それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

議長 挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。

事務局 それでは、30ページを御覧ください。  
農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第51号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、  
合計5筆、5,629㎡でございます。

事務局 計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。  
御審議よろしくお願いたします。

議長 只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長 それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長 挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします

事務局 それでは、31ページを御覧ください。  
合わせて、参考位置図47ページをお開きください。

議案第52号、大内矢田南四丁目です。

登記地目が田の土地1筆、4.43㎡については、昭和53年頃から道路の一部として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第53号、鑄銭司です。

登記地目が畑の土地1筆、512㎡については、平成元年頃から耕作できなくなり、荒廃し現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第54号、嘉川です。

事務局

登記地目が畑の土地1筆、377㎡については、昭和64年頃から、資材置場として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第55号、嘉川です。

登記地目が田の土地2筆、合計570㎡については、平成8年頃から、ゴルフ練習場及び駐車場として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第56号、阿知須です。

登記地目が田の土地4筆、合計1,858㎡については、昭和60年頃から耕作が放棄され、荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第57号、徳地伊賀地です。

登記地目が田の土地5筆、畑の土地1筆、合計3,360㎡については、平成2年頃から耕作が放棄され、荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第58号、徳地伊賀地です。

登記地目が田の土地5筆、畑の土地3筆、合計1,691㎡については、平成2年頃から耕作が放棄され、荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました。各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので議案第52号から議案第58号までの現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、現況証明については全て発行することといたします。

それでは次に、本日、追加議案となりました議案第59号、山口市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

1月の地区協議会において、御説明をさせていただきました法令遵守の申し合わせ決議につきまして、議案第59号を読み上げまして、説明とさせていただきます。

議案第59号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員・農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月20日  
山口市農業委員会

事務局

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありました。各委員さんから何か御意見等があればお願いします。

**【意見なし】**

議長

それでは、特に意見がないようですので、山口市農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、賛成される農業委員の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

議長

挙手多数と認め、法令遵守の申し合わせにつきましては決定されました。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出及び通知の一覧表を御覧ください。12月分の受付状況は記載のとおりです。

報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、前回第9回総会で議決された4、5条につきまして、資料掲載のとおり全て適当と回答を受けております。

また、報告第3号については、第5回総会における審議保留事案です。一体的に利用する農地について農地法の規定による許可申請書が提出されておらず、計画の実現性に問題があるため保留としていましたが、所要の申請が未だ提出されていないため、本日の総会においても審議保留とするものです。

報告については以上です。

議長

只今、事務局から報告がありました。各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

**【意見なし】**

議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何

議長

かございますか。

**【意見なし】**

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和元年度第10回山口市農業委員会総会議事録である。

令和2年1月20日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 中川 恵美子

署名委員 藤村 守

記 録 者 瀬未 正恵